さくら市告示第　　号

さくら市要介護認定等に係る情報提供に関する事務取扱要綱を次のように定め、公布の日から適用する。

令和2年11月20日

さくら市長　　뤷塚　隆志

　（趣旨）

第1条　この告示は、市から要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受けた被保険者の心身等の状態に応じた居宅サービス計画、施設サービス計画、認知症対応型共同生活介護計画、特定施設サービス計画、地域密着型施設サービス計画、看護小規模多機能型居宅介護計画、介護予防サービス計画、介護予防特定施設サービス計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防ケアマネジメント（以下「居宅サービス計画等」という。）の作成を円滑に行い、介護サービス等の適正な利用の促進を図るため、市が行う要介護認定等に係る情報の提供の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第2条　この告示において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）その他同法及び同省令に基づく厚生労働省令、厚生労働省告示等において使用する用語の例による。

　（対象となる資料）

第3条　居宅サービス計画等を作成するために要する要介護認定等に係る情報の提供（以下「情報提供」という。）の対象となる資料は、次に掲げるものであって、介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書の同意欄において被保険者、その家族等又は法定代理人（以下「本人等」という。）の同意があるもの（第3号に掲げる資料にあっては、当該資料の同意欄において医師の同意があるもの）とする。

(1)　要介護認定・要支援認定等結果

　(2)　認定調査特記事項及び概況

　(3)　主治医意見書

　（情報提供対象者）

第4条　情報提供の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるサービスの提供に係る契約を本人等と締結し、又は締結を予定しているもの及び主治医意見書を記載した医師とする。

　(1)　居宅介護支援事業者　居宅介護支援

(2)　特定施設入居者生活介護事業者　居宅サービス

　(3)　介護保険施設　施設サービス

　(4)　小規模多機能型居宅介護事業者、認知症対応型共同生活介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者又は看護小規模多機能型居宅介護事業者　地域密着型サービス

　(5)　地域包括支援センター又は地域包括支援センターから介護予防支援の提供に係る委託を受けた居宅介護支援事業者　介護予防支援

　(6)　介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は介護予防認知症対応型共同生活介護事業者　地域密着型介護予防サービス

　(7)　特定施設入居者生活介護事業者又は介護予防特定施設入居者生活介護事業者　特定施設サービス、介護予防サービス又は介護予防特定施設サービス

　(8)　地域包括センター又は地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメントの提供に係る委託を受けた居宅介護支援事業者　介護予防ケアマネジメント

　（申請の手続）

第5条　情報提供を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、介護保険要介護認定等に係る情報提供申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により市長に申請するものとする。

2　前項の場合において、申請者は、当該申請に関する被保険者の要介護認定等に係る居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書をあらかじめ市長に提出していなければならない。ただし、当該申請時において自らが対象者であることが分かる書類を提示する場合は、この限りでない。

　（資料の提供）

第6条　市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その場においてその内容を審査し、適当と認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該資料の閲覧又は写しの交付（一の申請者につき1部に限る。）による情報提供を当該申請者に対して行うものとする。

　(1)　当該申請に関する被保険者の要介護認定等に係る認定通知書が、本人等に到達していない場合

　(2)　当該申請に関する被保険者の要介護認定等の有効期間外である場合

　(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が、その場で情報提供をすることができないと認める場合

2　前項の場合において、市長は、申請者が資料の写しの交付について郵送によることを希望する場合は、これを郵送により行うことができる。

3　市長は、第1項第2号の規定にかかわらず、被保険者が他の市区町村に転出した場合において、当該転出先の市区町村が当該被保険者の受給資格証明書に基づき行った要介護認定等の有効期間内である場合は、前項の規定による情報提供を行うことができる。

4　市長は、第1項の規定により行った情報提供に係る情報について、当該情報提供の提供先、内容、方法等について整理し、保管するものとする。

　（情報提供を受けた者の遵守事項）

第7条　情報提供を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　(1)　当該情報を被保険者の居宅サービス計画等の作成以外の目的に使用しないこと。

　(2)　当該情報を居宅サービス計画等の作成に関わる者以外の者（本人を含む。）に漏らさないこと。

　(3)　その職員又はその職員であった者が、当該情報を他の者に漏らさないよう必要な措置を講じること。

(4)　当該交付を受けた資料の写しは、善良な管理者の注意をもって厳重に管理すること。この場合において、当該写しを紛失又は破損した場合は、直ちに市長に報告し、その指示に従うこと。

　(5)　居宅サービス計画等を作成する必要がなくなったときその他情報提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、遅滞なく当該交付を受けた資料の写し（当該写しを複写し、又は複製したものを含む。）を裁断その他情報が他に漏れない適切な方法により廃棄すること。

　(6)　市長から当該交付を受けた資料の写しの提示、提出又は返還を求められたときは、遅滞なくこれに応じること。

　（遵守事項違反に対する措置）

第8条　市長は、情報提供を受けた者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかった場合は、以後、その者に対する情報提供を行わないことができる。

　（個人情報の取扱い）

第9条　情報提供を受けた者は、当該情報に含まれる個人情報（さくら市個人情報保護条例（平成17年さくら市条例第10号）第2条第3号に規定する個人情報をいい、同条第5号に規定する要配慮個人情報を含む。）の取扱いについては、同条例その他同条例に基づく他の規則、規程等の規定に基づき適正に取り扱わなければならない。

　（費用）

第10条　情報提供に要する費用は、無料とする。

2　前項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定により資料の写しの交付を郵送により受けた者は、当該郵送に要した費用を負担しなければならない。

　（その他）

第11条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。